

事件番号 平成17年(ワ)第141号
事件名 損害賠償等請求事件
原告 水野 雅信 外2名
被告 日本たばこ産業株式会社 外3名

準 備 書 面 10
(差し止め等について)

2007年3月28日

横浜地方裁判所第5民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 片 山 律
弁護士 伊 佐 山 芳 郎
弁護士 山 口 紀 洋
弁護士 三 枝 基 行
弁護士 吉 岡 睦 子
弁護士 浅 野 晋
弁護士 谷 直 樹
弁護士 飯 田 正 剛
弁護士 木 本 三 郎

弁護士 薦 田 哲

弁護士 榊 原 富 士 子

弁護士 猿 谷 明

弁護士 田 中 清 治

弁護士 中 川 利 彦

弁護士 中 島 美 砂 子

弁護士 山 本 政 明

目次

第1 総論

- 1 差し止め請求の法的根拠・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 本件各原告の人格権・人格的利益（原告の本訴訟にかける思い）・・・ 4
- 3 未成年者の喫煙・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (1) 現状（実態）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (2) 未成年者喫煙者をつくらせないことによる被告会社の損害・不利益・9
 - (3) たばこの有用性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 4 受動喫煙被害・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 5 最低限の差止内容としての自動販売機あるいは写真有害表示なしでの販売差止・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 6 まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第2 平穏な精神状態で生活する利益侵害に基づく差し止め・・・・・・・・・・ 12

- 1 差し止め請求の法的根拠・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 本件各原告の人格権・人格的利益（原告の本訴訟にかける思い）・・・ 13
- 3 未成年者の喫煙・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - (1) 現状（実態）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - (2) 未成年者喫煙者をつくらせないことによる被告会社の損害・不利益・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - (3) たばこの有用性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 4 まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

第3 受動喫煙被害に基づく差し止め・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

- 1 前提・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 2 差止めの法的根拠・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 3 受動喫煙被害に基づく差し止め・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
 - (1) 受動喫煙に曝されない権利・人格的利益・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
 - (2) 我が国の喫煙状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
 - (3) 回復し難い損害・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
 - (4) 違法性等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
 - (5) 因果関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 4 まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

第1 総論

1 差し止め請求の法的根拠

身体ないし健康に関する侵害があったときは損害賠償を求めることができるほか、予想される侵害の態様や程度によっては、人格権にもとづき、侵害行為の差し止めまたはこれを防止するために必要な措置を求めることができることは、判例の認めるところである（北方ジャーナル事件 最判昭和61年年6月11日、嫌煙権訴訟 東京地裁判決昭和62年年3月27日）。

2 本件各原告の人格権・人格的利益（原告の本訴訟にかける思い）

- (1) 本件は、各原告が喫煙により肺がんあるいは肺気腫に罹患したことによる肉体的精神的損害についての損害賠償請求、自動販売機を通じてたばこ製品を販売する小売業者への卸販売の差止、訴状請求の趣旨第3項記載のとおり写真を用いての有害表示の義務付を求める訴訟である。
- (2) 本件各原告が、本件各たばこ関連病に罹患したことにより被った肉体的精神的苦痛がいかに酷いものであったかは、各原告の陳述書及び原告ら準備書面3記載のとおりである。
- (3) 本件各原告は、いずれも、かつてのヘビースモーカーであり、かつ長期間の習慣的喫煙の結果、重篤な各たばこ関連病（肺がん及び肺気腫）に罹患し、以降文字通り死の恐怖と日夜戦いながら生活することを余儀なくされた者達である。

実際に、原告森下は、既に昨年12月に死亡している。

原告水野は、本訴提起後も入退院を繰り返し、そのたびに生死の境を行き来しているし、原告高橋は、肺がん手術後の5年生存率が3～7割程度と宣告され、以降正に死を覚悟して生活してきている。

本件各原告らは、十分な情報開示のないまま、ニコチン依存が形成されやすい若年時（原告水野、森下は未成年の時から）に喫煙習慣を身につけ、結果、長期間の習慣的喫煙による大量喫煙によって本件各たばこ関連病に罹患していることは既に述べてきたとおりである。

そして、現在に至っても、未だ十分な情報開示のないまま、たばこが販売され、しかも、後述するように、未成年者喫煙禁止法をいわばザル法と化すかのような態様で主に自動販売機を通じて多数の未成年者がたばこを購入し喫煙習慣を身につけていることも周知の事実である。

しかるに、かつての重喫煙者であり重篤なたばこ関連病に罹患した各

原告にとって、日常生活において、自らがかつて経験し、その結果重篤な疾病に罹患してしまったのと同じ経過を辿ることが明らかな喫煙者、特に未成年喫煙者を目にし、あるいは耳にすることは筆舌に尽くしがたい苦痛である。

この点につき、原告らが、本訴訟にかける思いをホームページで発表しているのので、以下に一部引用する。

私たちの喫煙体験

私たちはそれぞれ経過の違いはありますが、喫煙によって肺癌・肺気腫など“たばこ病”になりました。家族・友人などの反対や忠告を押し切って喫煙を続けた結果でした。たばこが切れれば夜中でも買いに行くほどの依存に陥っていました。しかし、私たちはまさか自分が依存症という疾病に既にかかっているとは気付いていませんでした。まして、たばこで死ぬほど苦しむことになるとは想像もできませんでした。

たばこは個人の楽しみであり、人にとやかく言われるものではないと考えていたのです。・・・私たちは「今日も元気だ たばこがうまい！」という専売公社の宣伝コピーに共感していました。たばこにも身体にいいことがあるのではないかと思い喫煙を続けました。しかしいざ深刻な病気となり、闘病のつらさと苦しみ、それに引き続く不自由な身体や死へのおびえ、生活の不安に直面したとき、当惑するばかりでした。その上、早く禁煙すべきだったという悔恨と、家族・友人への“すまない”思いは消えることはありません。たばこ喫煙と受動(間接)喫煙による年10万人ものたばこ病死亡者。おそらくその誰もが共通の悔恨や苦しみ、怒り、不安、悲しみ、そして家族への思いを残して、力尽きていったものと思われまます。

痛苦の体験はさけられなかったのか

たばこ病で闘病、療養中の数え切れない患者・障害者及び家族の苦闘と困難は、喫煙と受動(間接)喫煙によってもたらされたものです。数十万人から数百万人のおびただしい規模での状況を見れば、日本政府と日本たばこ産業(株)のたばこ政策・たばこの独占的大量販売がいかに国民の幸福を奪っているかは明白です。たばこで病気になったのは自業自得ではないのかと私たちが苦しみました。“自業自得”とは喫煙した者が悪い、早く禁煙するべきだった、反省すべきは本人で責任を負うのも当然本人、不明を恥じるしかないということになるでしょう。しかしそれにしては、自業自得者・自らの不明を恥じなければならぬ国民があまりに多すぎるのではないのでしょうか(3300万人

を超える喫煙者、1800万人の依存症患者など)。その結果、交通事故死の10倍、自殺の3倍もの国民が早死にし、しかも医療費など社会的にも毎年4兆円以上の損害を招いています。そのうえ、喫煙する国民から2兆3千億円の税収を確保すべく、政府はたばこの大量販売を無責任にも認め続けているのです。私たちをはじめ多くの国民はたばこの健康への深く強い有害性について知らされていなかったのです。また、今でも国民の多くがたばこについてきちんと教育されず平気で喫煙しています。生命、自由および幸福追求に対する国民の権利については、最大の尊重を必要とする。(憲法13条) また、すべて国民は、健康で文化的最低限度の生活を営む権利を有する。国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。(25条)。これらの条項はどの内閣、どの閣僚も常に銘記すべきものです。したがってたばこ喫煙の人間の生命への危険性・有害性が判明した1960年代半ばから強い警告と社会的規制を実施し、将来における生産・販売の中止の方向性が示されていれば、これほどの深刻な事態は避けられたことでしょう。

販売中止の確固たる決断が求められていた

食品であれ、嗜好品であれ、生命の安全を脅かす商品は社会的に許されず、商品たり得ません。たばこも生命への有害性・危険性が判断できたときから同様の扱いをされるべきだったのです。政府の確固たる決断が求められていたのに、これが放置されたのです。たばこ喫煙及び受動(間接)喫煙が、「死亡、疾病及び身体障害における数多くの原因と関連づけられているという科学的根拠は明らかに確立」されています。たばこは人間の健康と両立し得ないことは明らかです。2000年世界禁煙デーにあたってのWHOのメッセージでは、「決められた用法に従って使うと死んでしまう商品は、たばこだけだ。たばこには強い依存性がある。…たばこは単に葉っぱを紙で巻いたものではない。死ぬまでやめられないように巧妙に開発された製品なのだ。」と述べています。

“たばこに手を出すな”という認識を全ての人に！

“たばこに手を出すな”“喫煙は死病をもたらす”という社会的共有認識を社会のすみずみに定着させることが必要です。

このように述べた上で、原告らは、「**たばこ病のない健康な社会を**」と題して、10の提案をしており、その中で、未成年者喫煙についても触れ、次のように述べている。

6. 未成年者の喫煙を防止する手段として、①学校内は完全禁煙とし、学校教育におけるたばこ喫煙の有害性の学習を徹底すること。その学習内容は喫煙による身体への影響だけでなく、現代日本の数知れない家庭内論争、家族の不和の原因となっていること、たばこ病患者とその家族の苦難も含めること。②たばこの自動販売機60余万台の存在は未成年者の喫煙禁止の実効性を失わせるものであり、その販売を中止すること。③地域社会で保健所・学校・警察・消防・地域自治会・町内会等が協力し、未成年者喫煙防止パトロールなど禁煙指導・教育・援助の体制をとること。

そして、最終的には、以上の点を踏まえた上で、

日本も他の国と同様にタバコの規制を推し進め、以上のような社会が訪れることを期待しています。しかしながら、被告国及び被告 JT に任せていたのでは、上記事項の実現は遅々として進みません。そこで、原告としては、本訴訟に期待し、被告国及び被告 JT が然るべき対応を早急にとるべく、憲法及びタバコ規制枠組み条約に照らして正義にかなった、また、日本のあるべき姿を示す先進的・開明的な判決を期待します。

と結んでいる。これこそが原告らの本件訴訟にかける思いであり、自らたばこ病に罹患し、死の恐怖と常に戦い続ける原告らにとってどうしても守られるべき人格的利益なのである。

3 未成年者の喫煙

(1) 現状（実態）

未成年者の喫煙は未成年者保護の観点から未成年者喫煙禁止法によって禁止されている。これは、喫煙からの未成年者の生命健康の保護という憲法上の要請に基づくものである。これはたばこ規制枠組条約の要請にも適うものである。未成年者の喫煙を全て禁止するという規制方法は、喫煙からの未成年者の生命健康の保護のみならず、将来の成年喫煙者を作らないということにもつながり、結局、たばこ煙にさらされることから全て人の生命・身体・健康等を保護するというたばこ規制枠組条約の趣旨にも合致するものである。

従って、上記未成年者喫煙禁止法関連事項は、未成年者保護という観

点から厳格に解釈運用されるべきである。

ところで、この未成年者保護の要請を受けて、製造たばこ小売販売業許可等取扱要領では、「第2章 小売販売業の許可」において、「第1 小売販売業の許可」「1 許可の基準」として、「小売販売業許可の申請が次の基準の一に該当するときは、許可しない。」と規定し、次のような場合を挙げている（なお、「法」とはたばこ事業法のを、「規則」とは同法施行規則を指す。）。

(2) 法第23条第三号、規則第20条関係

③ 自動販売機の設置場所が不適当な場合

次のイ又はロに該当する場合。なお、イ又はロに該当しない場合であっても、未成年者喫煙防止の観点から明らかに自動販売機の十分な管理・監督が期し難いと認められるときは、許可しない。

イ 一般小売販売業の許可申請

自動販売機の設置場所が、店舗に併設されていない場所である場合。

この場合の「店舗に併設」とは、自動販売機が、店舗内に設置されている場合又は店舗外に店舗と接して設置されている場合であって、店舗内の従業員のいる場所から当該自動販売機及びその利用者を直接かつ容易に視認できる状態をいう。

ロ 特定小売販売業の許可申請

自動販売機の設置場所が、施設の従業員又は管理者等未成年喫煙防止の観点から当該自動販売機の管理について責任を負う者のいる場所から当該自動販売機及びその利用者を直接かつ容易に視認できない場所である場合。

このように、未成年者喫煙禁止の観点から、たばこの販売は対面販売が原則であり、未成年者がたばこを入手しやすい自動販売機の設置についても、対面販売の原則を維持できる場合以外は小売販売業の許可をしないという消極的な方法で一応対面販売の原則が維持されていることになっている。上記取扱要領の解釈運用は、未成年者の保護という憲法及び上記条約上の要請からしても厳格かつ限定的に解釈運用されるべきである。

ところが、現状では、上記取扱要領は完全に無視されていることは明らかである。厚生労働省のホームページ（「健康ネットホームページ たばこ健康 厚生労働省の最新たばこ情報」をご参照。URLは後述のとおり。）でも、第16回厚生省保健医療局健康増進栄養課作成「未成年者の

喫煙防止（防煙）対策」の中で厚生省自身が「中高生のたばこの入手方法は、総務庁青少年対策本部で行った「自動販売機等に関する調査」においても、自動販売機が71.0%と上位にあげられており、このような現実からみると、販売禁止法としてはほとんど実体を呈していません。」と報告していることから明らかであり、また我々が日常生活でもよく目にする光景でもあって、もはや周知の事実と言ってよい。

原告ら準備書面4でも述べたとおり（同書面p20以下）、たばこ規制枠組条約においても、第16条において未成年者への販売規制が取り上げられ、その中で、わざわざ自動販売機による未成年者への販売（促進）を禁止しているのであるが、これは、実際に、我が国も含めて、未成年者の喫煙が世界的に増大しているという事実及びその増大に自動販売機による販売が大きく影響しているという事実を踏まえての規定である。

我が国の2005年度のたばこの自動販売機の普及台数は62万台を超えており、その売上金額は1兆9645億円（たばこの総販売金額の約48パーセント）であり、青少年のたばこ入手先の第1位が自動販売機で、喫煙する男女中高生の約7割が自動販売機を利用しているのであり（「健康ネットホームページ たばこと健康 厚生労働省の最新たばこ情報」www.health-net.or.jp/tabacco/product/pd040000.html）、上記条約の規定が、我が国の実情を念頭に置いた規定であることは明らかである。少なくとも、上記規定の念頭に置かれた国の一つが我が国であることは誰の目にも明らかである。諸外国にもたばこの自動販売機もなくはないが、我が国のように大々的で派手でおおっぴらな自動販売機はなく、観光客などはわざわざたばこの自動販売機の写真を記念に撮っていくほどである。

（2）未成年者喫煙者をつくらせないことによる被告会社の損害・不利益

一方、被告会社のみならず、あらゆるたばこ産業にとっては、未成年者喫煙者を大量に作る事が出来なければ将来の自社製品の顧客獲得が困難になり、長期的にはたばこ産業自体を衰退させる致命的なデメリットとなる。そのため、各たばこ産業が意識的に未成年者喫煙者を獲得しようとしてきたことも、英米のたばこ産業の内部文書によって明らかになっている。

しかし、そのようなデメリットはそもそも違法な利益を失うものであって、考慮する必要はない。

そもそも、これまで詳述していきただよように、たとえ日本専売公社法、たばこ事業法によってその製造・販売が認められた商品であるからと言って、その商品が人体に有害であることが判明すれば、当然にその製造・販売が違法でないとはいえないことは明らかである。

そして、今日では既にたばこ規制枠組条約前文からも明らかなように、たばこという商品は、喫煙およびたばこから発生するたばこ煙に、薬理活性、毒性、変異原性及び発がん性がある有害な商品であり、しかも、依存を引き起こし及び維持するような高度の仕様になっており、喫煙及び発生するたばこ煙への曝露が人体に死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されている、極めて違法性の高い商品であることが判明している。しかも、上記のような有害性は、たばこ本来の用法に従って使用されることで引き起されるものなのである。

従って、本来であれば、たばこ製品の製造・販売自体が認められるべきでない。

仮に、この点を置いたとしても、少なくとも、未成年者の喫煙が禁止されている以上、また、被告会社の営業の自由が認められたとしても、未成年者の喫煙禁止は憲法上の要請であり、当然に未成年者の保護が優先されるべきであるから、未成年者への製造販売については、絶対に許されるものではなく、違法な販売行為というべきである。

被告会社自身も、未成年者喫煙についてはこれをなくすことが望ましいとしているのであって、形式上は、自動販売機及び不十分な警告表示により未成年喫煙者を作り出すことは被告会社のメリットとは考えていないはずである。

(3) たばこの有用性

たばこ製品の有用性について、被告会社は縷々主張しているが、いずれもそのような効果が科学的に認められるかは疑問であり（原告ら準備書面5 p 4 5記載のとおり）、少なくとも、直接喫煙者及び受動喫煙者の生命、健康、財産を侵害してまで認められるべき社会的有用性とは到底認められるものではない。

たばこ税収なども、そもそもたばこという商品の社会的有用性として認められる余地があるかは非常に疑問であるが、仮にこれを有用性というとしても、直接喫煙者及び受動喫煙者の生命、健康、財産を侵害してまで認められるべき社会的有用性とは到底認められるものではない。

どんなに譲ったとしても、少なくとも、未成年者に対する販売には、

あらゆる意味での有用性は認められない。

また、被告会社が挙げるたばこの有用性は、あくまでも被告会社の言うところの嗜好品という性質を前提としてものものであって、正確な情報開示が大前提となるのであり、万が一、その有用性を認められることがあったとしても、そのリスクと有用性を正確に判断できる状態での販売が必要不可欠の前提となる。従って、請求の趣旨第3項記載程度の有害表示をしないままでの販売については、その有用性を認め得ない。また、もしそのような有害表示がされたとしても、対面販売でなければその表示は有効に機能しないことは明らかであるから（自動販売機では購入後初めて有害表示を見ることになる）、自動販売機での販売もやはり有用性は認め得ない。

4 受動喫煙被害

また、たばこ関連病の患者である本件各原告らは、一般通常人のように呼吸をすることすら困難な状態にある。特に肺気腫患者である原告水野は、現在、日常生活においても酸素吸入が不可欠な状態である。

このような原告らが、さらに受動喫煙に曝されることは、生命と健康に対する決定的な侵害となる。たばこ煙の吸入は呼吸困難を引き起こす恐れが強く、受動喫煙は生命侵害そのものである。

訴状記載のとおり、現在においても、被告国の不十分な喫煙対策とも相俟って、私的施設はもとより公的施設内においても喫煙者が喫煙するたばこの煙が諸施設内に対流、残留する状態が続いており、一部の自治体を除いては路上での喫煙は野放し状態であるが、原告らは生活上、右諸施設等を利用せざるを得ず、そのため原告らは受動喫煙を回避できない。

一方、本件各原告らが、そのような受動喫煙に曝された場合、発作や呼吸困難により重篤な症状に悪化する蓋然性は非常に高く、そうなった場合、生命の危険もあるのであって、回復しがたい損害が生じることは明らかである。

5 最低限の差止内容としての自動販売機あるいは写真有害表示なしでの販売差止

上記のとおり、現在の我が国における喫煙状況は、日常生活においてたばこ煙への曝露を避けることは不可能といっても過言ではない状況にあり、本来であれば、全ての販売が差し止められるべきである。

差止請求の可否が、当該商品の有用性と被侵害利益の回復困難性の比較考量に求められるとしても、たばこの場合は、その有用性自体が認めがたいものであり、仮に、被告会社主張のような有用性（効用）が認められたとしても、それは喫煙者自身の有用性であって、他者の権利あるいは利益侵害を伴う形での有用性は認められるべきではない。

百歩譲ってこの点を置くとしても、上記のとおり、自動販売機での販売が特に未成年のたばこ入手先のダントツ1位となっていることや、仮にたばこに有用性が認められることがあったとしても、その大前提として正確な情報開示が必要不可欠であることからすれば、自動販売機を通じての販売や本件請求の趣旨第3項記載程度の表示を伴わない販売については、受動喫煙による生命の危険という被侵害利益の大きさに鑑みれば、当然にその差止が認められてしかるべきである。

6 まとめ

既に述べたとおり、原告らは、身をもってたばこ病の苦しみ、死への不安を経験した。その体験を踏まえ、原告らは、将来ある青年をはじめ多くの国民に同じ体験をさせてはならないという強い決意、及び、与えられた使命感、並びに、後悔の念を有している。また、たばこ病患者として、日々、受動喫煙の恐怖に曝された生活を余儀なくされている。

そして、未成年者のたばこの入手方法としてはその7割以上が自動販売機であり、また、百歩譲ってたばこの有用性が何らかの形で認められたとしても、未成年者への販売については一切有用性は認められないし、成年喫煙者であっても、その有用性の最低限の大前提としては正確な情報開示が必要不可欠であって、写真表示などを伴った請求の趣旨第3項記載程度の表示が無ければ有用性を認める前提を欠くことになる。

以上の次第であるから、原告の被告に対する自動販売機を通じてのたばこ製品を販売する小売業者への卸販売の差止、訴状請求の趣旨第3項記載のとおり写真を用いての有害表示の義務付けが認められるべきである。

第2 平穏な精神状態で生活する利益侵害に基づく差し止め

1 差し止め請求の法的根拠

上記のとおり、身体ないし健康に関する侵害があったときは損害賠償を求めることができるほか、予想される侵害の態様や程度によっては、人格権にもとづき、侵害行為の差し止めまたはこれを防止するために必要な措

置を求めることができることは、判例の認めるところである（北方ジャーナル事件 最判昭和61年年6月11日、嫌煙権訴訟 東京地裁判決昭和62年年3月27日）。

2 本件各原告の人格権・人格的利益（原告の本訴訟にかける思い）

- (1) 本件は、各原告が喫煙により肺がんあるいは肺気腫に罹患したことによる肉体的精神的損害についての損害賠償請求、自動販売機を通じてのたばこ製品を販売する小売業者への卸販売の差止、訴状請求の趣旨第3項記載のとおり写真を用いての有害表示の義務付を求める訴訟である。
- (2) 本件各原告が、本件各たばこ関連病に罹患したことにより被った肉体的精神的苦痛がいかにかつて酷いものであったかは、各原告の陳述書及び原告ら準備書面3記載のとおりである。
- (3) 本件各原告は、いずれも、かつてのヘビースモーカーであり、かつ長期間の習慣的喫煙の結果、重篤な各たばこ関連病（肺がん及び肺気腫）に罹患し、以降文字通り死の恐怖と日夜戦いながら生活することを余儀なくされた者達である。

実際に、原告森下は、既に昨年12月に死亡している。

原告水野は、本訴提起後も入退院を繰り返し、そのたびに生死の境を行き来しているし、原告高橋は、肺がん手術後の5年生存率が3～7割程度と宣告され、以降正に死を覚悟して生活してきている。

本件各原告らは、十分な情報開示のないまま、ニコチン依存が形成されやすい若年時（原告水野、森下は未成年の時から）に喫煙習慣を身につけ、結果、長期間の習慣的喫煙による大量喫煙によって本件各たばこ関連病に罹患していることは既に述べてきたとおりである。

そして、現在に至っても、未だ十分な情報開示のないまま、たばこが販売され、しかも、後述するように、未成年者喫煙禁止法をいわばザル法と化すかのような態様で主に自動販売機を通じて多数の未成年者がたばこを購入し喫煙習慣を身につけていることも周知の事実である。

しかるに、かつての重喫煙者であり重篤なたばこ関連病に罹患した各原告にとって、日常生活において、自らがかつて経験し、その結果重篤な疾病に罹患してしまったのと同じ経過を辿ることが明らかな喫煙者、特に未成年喫煙者を目にし、あるいは耳にすることは筆舌に尽くしがたい苦痛である。この苦痛は、現状のようなたばこの製造販売が継続されている限りなくなならない。

この点につき、原告らが、本訴訟にかける思いをホームページで発表しているのので、以下に一部引用する。

私たちの喫煙体験

私たちはそれぞれ経過の違いはありますが、喫煙によって肺癌・肺気腫など“たばこ病”になりました。家族・友人などの反対や忠告を押し切って喫煙を続けた結果でした。たばこが切れれば夜中でも買いに行くほどの依存に陥っていました。しかし、私たちはまさか自分が依存症という疾病に既にかかっているとは気付いていませんでした。まして、たばこで死ぬほど苦しむことになるとは想像もできませんでした。

たばこは個人の楽しみであり、人にとやかく言われるものではないと考えていたのです。・・・私たちは「今日も元気だ たばこがうまい！」という専売公社の宣伝コピーに共感していました。たばこにも身体にいいことがあるのではないかと思い喫煙を続けました。しかしいざ深刻な病気となり、闘病のつらさと苦しみ、それに引き続く不自由な身体や死へのおびえ、生活の不安に直面したとき、当惑するばかりでした。その上、早く禁煙すべきだったという悔恨と、家族・友人への“すまない”思いは消えることはありません。たばこ喫煙と受動(間接)喫煙による年10万人ものたばこ病死亡者。おそらくその誰もが共通の悔恨や苦しみ、怒り、不安、悲しみ、そして家族への思いを残して、力尽きていったものと思われまます。

痛苦の体験はさけられなかったのか

たばこ病で闘病、療養中の数え切れない患者・障害者及び家族の苦闘と困難は、喫煙と受動(間接)喫煙によってもたらされたものです。数十万人から数百万人のおびただしい規模での状況を見れば、日本政府と日本たばこ産業(株)のたばこ政策・たばこの独占的大量販売がいかに国民の幸福を奪っているかは明白です。たばこで病気になったのは自業自得ではないのかと私たちも苦しみました。“自業自得”とは喫煙した者が悪い、早く禁煙するべきだった、反省すべきは本人で責任を負うのも当然本人、不明を恥じるしかないということになるでしょう。しかしそれにしても、自業自得者・自らの不明を恥じなければならぬ国民があまりに多すぎるのではないのでしょうか(3300万人を超える喫煙者、1800万人の依存症患者など)。その結果、交通事故死の10倍、自殺の3倍もの国民が早死にし、しかも医療費など社会的にも毎年4兆円以上の損害を招いています。そのうえ、喫煙する国民から2兆3千億円の税収を確保すべく、政府はたばこの大量販売を無責任にも認め続けている

のです。私たちをはじめ多くの国民はたばこの健康への深く強い有害性について知らされていなかったのです。また、今でも国民の多くがたばこについてきちんと教育されず平気で喫煙しています。生命、自由および幸福追求に対する国民の権利については、最大の尊重を必要とする。(憲法13条) また、すべて国民は、健康で文化的最低限度の生活を営む権利を有する。国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。(25条)。これらの条項はどの内閣、どの閣僚も常に銘記すべきものです。したがってたばこ喫煙の人間の生命への危険性・有害性が判明した1960年代半ばから強い警告と社会的規制を実施し、将来における生産・販売の中止の方向性が示されていれば、これほどの深刻な事態は避けられたことでしょう。

販売中止の確固たる決断が求められていた

食品であれ、嗜好品であれ、生命の安全を脅かす商品は社会的に許されず、商品たり得ません。たばこも生命への有害性・危険性が判断できたときから同様の扱いをされるべきだったのです。政府の確固たる決断が求められていたのに、これが放置されたのです。たばこ喫煙及び受動(間接)喫煙が、「死亡、疾病及び身体障害における数多くの原因と関連づけられているという科学的根拠は明らかに確立」されています。たばこは人間の健康と両立し得ないことは明らかです。2000年世界禁煙デーにあたってのWHOのメッセージでは、「決められた用法に従って使うと死んでしまう商品は、たばこだけだ。たばこには強い依存性がある。…たばこは単に葉っぱを紙で巻いたものではない。死ぬまでやめられないように巧妙に開発された製品なのだ。」と述べています。

“たばこに手を出すな”という認識を全ての人に！

“たばこに手を出すな”“喫煙は死病をもたらす”という社会的共有認識を社会のすみずみに定着させることが必要です。

すでにアメリカやE.U.(ヨーロッパ連合)がその全ての域内諸国で、その国民の健康を守り増進させるために厳しいたばこ規制の取り組みを始めていることは、日本にとっても教訓的です。世界一の長寿国日本で、男性が女性より大幅に若死になのは、たばこ喫煙と関係していないのでしょうか。

たばこ病の克服と根絶への取り組みは、国民的な緊急課題ではないでしょうか。3000万人を超える国民が死と身体の破滅への大行進を続けていることをストップしなければなりません。

たばこ病のない健康な社会を

私たちは自らの体験と苦しみをふまえ、たばこ病のないより健康な社会をめざして、以下の見解を發表します。

1. 日本政府は、日本政府を含む全会一致で採択した「たばこ規制枠組条約」を最低基準として、誠実に、しかも早急に国内法に具体化することを表明すべきです。

2. たばこ規制枠組条約の目的は、「継続的かつ実質的に喫煙率及びたばこ煙への曝露を減少させるための枠組みを提供することにより、たばこの消費及びたばこ煙への曝露によってもたらされる健康、社会、環境及び経済に与える破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護すること」となっています。

3. 000万人もの喫煙者を生み出したこと、数え切れないたばこ病患者を生じさせ、毎年およそ10万人が死亡していることは、たばこ規制枠組条約の目的と相反すること。憲法13条の基本的人権の尊重並びに25条の生存権・社会保障・公衆衛生向上増進の義務に違反して、国民の生命と健康を大きく損なってきたこと、たばこ病患者とその家族が健康で文化的な生活を営む権利をそこない、闘病・療養を余儀なくさせ、数多の苦難を強い、医療・福祉・社会保障・公衆衛生などに深刻な悪影響を与えたこと。

以上について日本政府はこれを認め、深い反省と国民への謝罪をすべきです。

3. 多くの国民がたばこ病で苦しみ、死亡していることをふまえ、死に至らないまでも苦しい闘病あるいは療養中の患者・障害者と家族に謝罪し、治療費及び介護費用等を別途全額国庫で負担すること。生活支援等の特別対策を実施すべきです。

4. 喫煙から脱したいと望む全ての喫煙者が禁煙外来等の医師の指導援助を無料で受けられるよう態勢を強化し、別途国の費用負担を行うべきです。

5. 将来全ての人間がたばこ喫煙を望まない社会の実現を目指すこと。当面、たばこの生産と販売中止にむけた国民的合意づくりをすすめるための総合的な国民参加のプロジェクトを発足させること。これにはたばこ農家・たばこ小売店の代表も含まれ、転業補償や支援、生活支援や保障も含まれる。たばこ病治療の飛躍的發展を早急に実現すべく、日本の医科学の総力が結集できるプロジェクトチームを発足させること。

6. 未成年者の喫煙を防止する手段として、①学校内は完全禁煙とし、学校教育におけるたばこ喫煙の有害性の学習を徹底すること。その学習内容は喫煙による身体への影響だけでなく、現代日本の数知れない家庭内論争、家

族の不和の原因となっていること、たばこ病患者とその家族の苦難も含めること。②たばこの自動販売機60余万台の存在は未成年者の喫煙禁止の実効性を失わせるものであり、その販売を中止すること。③地域社会で保健所・学校・警察・消防・地域自治会・町内会等が協力し、未成年者喫煙防止パトロールなど禁煙指導・教育・援助の体制をとること。

7. 妊娠中の女性喫煙及び受動(間接)喫煙防止策を早急に実施すること。保健所による妊婦への指導援助、及び母子手帳に喫煙及び受動(間接)喫煙の危険性・有害性を明記すること。

8. 健康増進法における国民の健康維持義務は国にあることを明確にし、国民の健康維持のための様々な援助を具体化し、これに国民の協力を求める内容とすること。国及び政府の義務を国民に転化するのは憲法25条に違反するものである。

9. その他、当面の緊急課題として以下の事項を具体化すること。

① 警告表示の一層の強化。

② たばこ宣伝の禁止。テレビ・映画など映像場面での喫煙シーン廃止。

③ 全ての公共施設、飲食店など人の集まる場所での全面禁煙。歩行禁煙。受動(間接)喫煙防止策の徹底。

④ 最新の医科学情報に基づいてたばこ喫煙の依存症とその有害性、喫煙を止めることの必要性を絶えず呼びかけ、自らの意志で禁煙・卒煙できるよう国・自治体・医療関係者・報道関係者等の連携・援助・指導・治療体制を早急に確立すること。

10. 財務省は2兆3千億円の税収の他に、株主として日本たばこ株の66,7%、133万余りの株式を所有し、その配当は133億円に達している。①今後たばこ事業及びたばこ事業法の所管官庁を財務省から厚生労働省へ移すこと。たばこ事業法を廃棄して「たばこ規制・禁止及び禁煙推進法(仮称)」を制定すること。法律には、1~9の見解内容が盛り込まれ、政策と事業推進を具体的化すること。この事業財源は現在のたばこ税収を目的税とし、たばこ政策の抜本的転換とたばこ病の克服・根絶・たばこ病患者の救済・たばこ病の治療費等にあてること。②日本たばこ株はたばこ産業から撤退すること、当面4兆5~6千億円の売り上げから税収分を差し引いた額の数パーセントを治療費等にあてること。たばこの開発研究・宣伝費の支出は凍結すること。③当面、外国たばこの段階的関税強化及び輸入の計画的削減をはかること。

日本も他の国と同様にタバコの規制を推し進め、以上のような社会が訪れる

ことを期待しています。しかしながら、被告国及び被告 JT に任せていたのでは、上記事項の実現は遅々として進みません。

そこで、原告としては、本訴訟に期待し、被告国及び被告 JT が然るべき対応を早急にとるべく、憲法及びタバコ規制枠組み条約に照らして正義にかなった、また、日本のあるべき姿を示す先進的・開明的な判決を期待します。

3 未成年者の喫煙

(1) 現状 (実態)

未成年者の喫煙は未成年者保護の観点から未成年者喫煙禁止法によって禁止されている。これは、喫煙からの未成年者の生命健康の保護という憲法上の要請に基づくものである。これはたばこ規制枠組条約の要請にも適うものである。未成年者の喫煙を全て禁止するという規制方法は、喫煙からの未成年者の生命健康の保護のみならず、将来の成年喫煙者を作らないということにもつながり、結局、たばこ煙にさらされることから全て人の生命・身体・健康等を保護するというたばこ規制枠組条約の趣旨にも合致するものである。

従って、上記未成年者喫煙禁止法関連事項は、未成年者保護という観点から厳格に解釈運用されるべきである。

ところで、この未成年者保護の要請を受けて、製造たばこ小売販売業許可等取扱要領では、次のように規定されている。(上記のとおり、「法」とは、たばこ事業法を、「規則」とは、同法施行規則を指す。)

第2章 小売販売業の許可

第一 小売販売業の許可 (法第22条乃至第24条関係)

1 許可の基準

小売販売業許可の申請が次の基準の一に該当するときは、許可しない。

略

(2) 法第23条第三号、規則第20条関係

略

③ 自動販売機の設置場所が不適當な場合

次のイ又はロに該当する場合。なお、イ又はロに該当しない場合であっても、未成年者喫煙防止の観点から明らかに自動販売

機の十分な管理・監督が期し難いと認められるときは、許可しない。

イ 一般小売販売業の許可申請

自動販売機の設置場所が、店舗に併設されていない場所である場合。

この場合の「店舗に併設」とは、自動販売機が、店舗内に設置されている場合又は店舗外に店舗と接して設置されている場合であって、店舗内の従業員のいる場所から当該自動販売機及びその利用者を直接かつ容易に視認できる状態をいう。

なお、「店舗」とは、原則として製造たばこの販売を対面で行なう施設をいう。ただし、他の商品販売（サービスの提供を含む）を対面で行なう施設についても、店舗とみなし、住宅、事務所、倉庫、工場、自動販売機コーナー等販売を対面で行うことが確認できない施設は店舗とみなさない。

ロ 特定小売販売業の許可申請

自動販売機の設置場所が、施設の従業員又は管理者等未成年喫煙防止の観点から当該自動販売機の管理について責任を負う者のいる場所から当該自動販売機及びその利用者を直接かつ容易に視認できない場所である場合。

ただし、工場、事務所その他の自動販売機の利用が主として当該施設に勤務する者等特定の者に限られると認められる施設内の場所を予定営業所とする許可申請である場合にはこの限りではない。

このように、未成年者喫煙禁止の観点から、たばこの販売は対面販売が原則であり、未成年者がたばこを入手しやすい自動販売機の設置についても、対面販売の原則を維持できる場合以外は小売販売業の許可をしないという消極的な方法で一応対面販売の原則が維持されていることになっている。

そして、許可の条件としては、上記のとおり、自動販売機の設置場所については、「自動販売機およびその利用者を直接かつ容易に視認できる状態」でなければならないことが要求されているのであるが、これは未成年者の保護という憲法及び上記条約上の要請からしても限定的に厳格に解釈されるべきである。

ところが、現状では、上記取扱要領は完全に無視されていることは明

らかである。厚生労働省のホームページ（「健康ネットホームページ たばこと健康 厚生労働省の最新たばこ情報」をご参照。URLは後述のとおり。）でも、第16回厚生省保健医療局健康増進栄養課作成の「未成年者の喫煙防止（防煙）対策」の中で厚生省自身が「中高生のたばこの入手方法は、総務庁青少年対策本部で行った「自動販売機等に関する調査」においても、自動販売機が71.0%と上位にあげられており、このような現実からみると、販売禁止法としてはほとんど実体を呈していません。」と報告していることから明らかであり、また我々が日常生活でもよく目にする光景でもあって、もはや周知の事実と言ってよい。

原告ら準備書面4でも述べたとおり（同書面p20以下）、たばこ規制枠組条約においても、第16条において未成年者への販売規制が取り上げられ、その中で、わざわざ自動販売機による未成年者への販売（促進）を禁止しているのであるが、これは、実際に、我が国も含めて、未成年者の喫煙が世界的に増大しているという事実及びその増大に自動販売機による販売が大きく影響しているという事実を踏まえての規定である。

我が国の2005年度のたばこの自動販売機の普及台数は62万台を超えており、その売上金額は1兆9645億円（たばこの総販売金額の約48パーセント）であり、青少年のたばこ入手先の第1位が自動販売機で、喫煙する男女中高生の約7割が自動販売機を利用しているのであり（「健康ネットホームページ たばこと健康 厚生労働省の最新たばこ情報」www.health-net.or.jp/tabacco/product/pd040000.html）、上記条約の規定が、我が国の実情を念頭においた規定であることは明らかである。少なくとも、上記規定の念頭に置かれた国の一つが我が国であることは誰の目にも明らかである。

このように、現在までの我が国における自動販売機を通じてのたばこ販売は、未成年者喫煙禁止法に違反する違法な販売行為であり、憲法にも違反する販売といわざるを得ない。

(2) 未成年者喫煙者をつくらせないことによる被告会社の損害・不利益

一方、被告会社のみならず、あらゆるたばこ産業にとっては、未成年者喫煙者を大量に作る事が出来なければ将来の自社製品の顧客獲得が困難になり、長期的にはたばこ産業自体を衰退させる致命的なデメリットとなる。そのため、英米のたばこ産業の内部文書によって、各たばこ産業が意識的に未成年者喫煙者を獲得しようとしてきたことも明らかになっている。「喫煙と健康 新版」（甲5）においても「ニコチン依存形

成は、未成年者で喫煙を経験した場合に起こりやすく、それもかなり急速に進むということが明らかになっており、・・・」（同書p 259）と報告されている。

しかし、そのようなデメリットはそもそも違法な利益を失うものであって、考慮する必要はない。むしろ、被告会社は、そのような違法な利益を敢えて利得してきたことは、実際に英米のたばこ産業が行なってきた事実と比較すれば明らかであり（甲11「悪魔のマーケティング」第3章をご参照）、自動販売機でのたばこ販売の違法性の大きさを物語っている。

そもそも、これまで詳述していきたように、たとえ日本専売公社法、たばこ事業法によってその製造・販売が認められた商品であるからと言って、その商品が人体に有害であることが判明すれば、当然にその製造・販売が違法でないとはいえないことは明らかである。

そして、今日では既にたばこ規制枠組条約前文からも明らかのように、たばこという商品は、喫煙およびたばこから発生するたばこ煙に、薬理活性、毒性、変異原性及び発がん性がある有害な商品であり、しかも、依存を引き起こし及び維持するような高度の仕様になっており、喫煙及び発生するたばこ煙への曝露が人体に死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されている、極めて違法性の高い商品なのである。しかも、上記のような有害性は、たばこ本来の用法に従って使用されることで引き起されるものなのである。この点、上記のとおり原告らがホームページ上で引用しているように、WHOも、2000年世界禁煙デーにあたって「決められた用法に従って使うと死んでしまう商品は、たばこだけだ。たばこには強い依存性がある。…たばこは単に葉っぱを紙で巻いたものではない。死ぬまでやめられないように巧妙に開発された製品なのだ。」と述べているところである。

従って、本来であれば、上記のような有害性が判明した以上、たばこ製品の製造・販売自体が認められるべきでない。

仮に、この点を置いたとしても、少なくとも、未成年者の喫煙が禁止されている以上、また、被告会社の営業の自由が認められたとしても、未成年者喫煙禁止は憲法上の要請であり、当然に未成年者の保護が優先されるべきであることからすれば、未成年者への製造販売については、絶対に許されるものではなく、違法な販売行為というべきである。

被告会社自身も、未成年者喫煙についてはこれをなくすことが望まし

いとしているのであって、形式上は、自動販売機及び不十分な警告表示により未成年喫煙者を作り出すことは被告会社のメリットとは考えていないはずである。

(3) たばこの有用性

たばこ製品の有用性について、被告会社は縷々主張しているが、いずれもそのような効果が科学的に認められるかは疑問であり（原告ら準備書面5 p 4 5 記載をご参照）、少なくとも、直接喫煙者及び受動喫煙者の生命、健康、財産を侵害してまで認められるべき社会的有用性とは到底認められるものではない。また、そのような有用性は、被告会社自らが掲げる「行動規範」第1 2 項「わたしたちは、他人の権利・財産を不当に利用・侵害せず、これを最大限尊重します。」にも反するものである（被告会社ホームページ<http://www.jti.co.jp/JTI/compliance/action.html>）。

たばこ税収なども、そもそもたばこという商品の社会的有用性として認められる余地があるかは非常に疑問であるが、仮にこれを有用性というとしても、直接喫煙者及び受動喫煙者の生命、健康、財産を侵害してまで認められるべき社会的有用性とは到底認められるものではない。

どんなに譲ったとしても、少なくとも、未成年者に対する販売には、あらゆる意味での有用性は認められない。

また、被告会社が挙げるたばこの有用性は、あくまでも被告会社の言うところの嗜好品という性質を前提としてのものであって、正確な情報開示が大前提となるのであり、万が一、その有用性を認められることがあったとしても、そのリスクと有用性を正確に判断できる状態での販売が必要不可欠の前提となる。従って、請求の趣旨第3 項記載程度の有害表示をしないままでの販売については、その有用性を認め得ない。また、もしそのような有害表示がされたとしても、対面販売でなければその表示は有効に機能しないことは明らかであるから（自動販売機では購入後に手にとってみて初めて当該有害表示を見ることになるのであって、購入時に有害表示を見て喫煙をするかどうかの判断は出来ない）、自動販売機での販売もやはり有用性は認め得ない。

4 まとめ

既に述べたとおり、原告らは、身をもってたばこ病の苦しみ、死への不安を経験した。その体験をふまえ、原告らは、将来ある青年をはじめ多く

の国民に同じ体験させてはならないという強い決意、及び、与えられた使命感、並びに、後悔の念を有している。このような具体的な経験をした本件各原告は、他人が喫煙習慣を身につけてたばこ病にかかっている様を見聞することなく平穏な精神状態で生活する利益を有するといふべきである。

そして、未成年者のたばこの入手方法としてはその7割以上が自動販売機であり、また、百歩譲ってたばこの有用性が何らかの形で認められたとしても、未成年者への販売については一切有用性は認められないし、成年喫煙者であっても、その有用性の最低限の大前提としては正確な情報開示が必要不可欠であつて、写真表示などを伴った請求の趣旨第3項記載程度の表示が無ければ有用性を認める前提を欠くことになる。また、そのような表示があつたとしても、購入前にそのような表示に基づいて真意に基づいた喫煙をするかどうかの判断が確保されなければならないのであつて、自動販売機での販売には有用性はやはり認められない。

上記のとおり、本件各原告は、他人が喫煙習慣を身につけてたばこ病にかかっている様を見聞することなく平穏な精神状態で生活する利益を有する。本件各原告がそれを見聞きすることによって生じる原告の精神的苦痛・精神的被害の大きさ、及び被告会社の未成年者に対する販売の違法性の大きさ等からすれば、そのみを理由として、端的に、原告らの差止請求が認められるべきである。

以上の次第から、本件各原告は、人格権に基づく差止請求として、被告会社に対して、自動販売機を通じてのたばこ製品を販売する小売業者への卸販売の差止、訴状請求の趣旨第3項記載のとおり写真を用いての有害表示の義務付けを求めるものである。

なお、本件各原告は、各個別の権利あるいは利益侵害に基づく差止請求権を有するが、仮に原告の精神的苦痛・精神的被害だけでは、原告の差止め請求が認められるに足りないとしても、たばこに関する差止請求については、その被害の甚大さに鑑みれば、たばこ病患者となる潜在的予備軍である現在の喫煙者および未青年喫煙者の利益保護のため、当該喫煙者に代わつて、これらを代表して、本件各原告に差止請求の訴えの利益が認められるべきである。

第3 受動喫煙被害に基づく差し止め

1 前提

たばこ規制枠組条約でも明らかにされているように、今日では、喫煙者

でない者であっても、他人の喫煙によるたばこ煙に暴露されることにより、精神的な被害にとどまらず、死亡を含む健康被害を引き起こされることが科学的証拠により明白に証明されている。

従って、本件各原告以外の一般人であっても、たばこ煙に曝されないように要求する権利あるいは法的利益を有することは明らかである。

ところで、上記のとおり、本件各原告は、いずれも、かつてのヘビースモーカーであり、かつ長期間の習慣的喫煙の結果、重篤な各たばこ関連病（肺がん及び肺気腫）に罹患し、以降文字通り死の恐怖と日夜戦いながら生活することを余儀なくされた者達である。そして、本件各原告を含むたばこ病患者、特に肺気腫や呼吸器疾患を有する者にとっては、受動喫煙に曝されることは、発作や呼吸困難に直結することであり、それは生命の危険を招く非常に危険な行為なのである。

2 差止めの法的根拠

身体ないし健康に関する侵害があったときは損害賠償を求めることができるほか、予想される侵害の態様や程度によっては、人格権にもとづき、侵害行為の差し止めまたはこれを防止するために必要な措置を求めることができることは、判例の認めるところである（北方ジャーナル事件 最判昭和61年年6月11日、嫌煙権訴訟 東京地裁判決昭和62年年3月27日）。

そして、判例及び裁判例によれば、差止めを命じなければ事後的な金銭賠償では回復できないほどの損害が生ずるかどうかを、差止めの基準としているものと解される。

3 受動喫煙被害に基づく差し止め

(1) 受動喫煙に曝されない権利・人格的利益

上記のとおり、本件各原告は、いずれも、かつてのヘビースモーカーであり、かつ長期間の習慣的喫煙の結果、重篤な各たばこ関連病（肺がん及び肺気腫）に罹患し、以降文字通り死の恐怖と日夜戦いながら生活することを余儀なくされた者達である。

そして、各たばこ関連病の患者である本件各原告らは、通常の呼吸をすることすら困難である。特に肺気腫患者である原告水野は、日常生活においても酸素吸入が不可欠な状態である。このような原告らが、さら

に受動喫煙に曝されることは、生命・健康に対する決定的な侵害となる。たばこ煙の吸入は呼吸困難を引き起こす恐れが強く、受動喫煙は生命侵害そのものである（なお、肺気腫・肺がん患者に限らず、喘息患者も受動喫煙によって発作を誘発することは医学的に常識であるので、念のため付言しておく。また、受動喫煙による影響については、甲5号証「喫煙と健康 新版」p174以下、甲9号証「タバコ病辞典」p17以下等をご参照。）。

このような本件各原告らにとっては、受動喫煙に曝されずに生活する権利あるいは法的利益を、憲法上保障された生命、健康を侵害されない権利として当然に、あるいはそのたばこ病罹患への経緯等に照らして人格権に基づいて、認められるべきである。

（2）我が国の喫煙状況

訴状記載のとおり、現在においても、被告国の不十分な喫煙対策とも相俟って、私的施設はもとより公的施設内においても喫煙者が喫煙するたばこの煙が諸施設内に対流、残留する状態が続いており、一部の自治体を除いては路上での喫煙は野放し状態であるが、原告らは生活上、右諸施設等を利用せざるを得ず、そのため原告らは受動喫煙を回避できないのが現状である。

（3）回復し難い損害

上記のように、本件各原告は、受動喫煙によって、発作を誘発され死亡する可能性や呼吸困難による重篤な症状悪化する蓋然性が高い。いったんこのような状態になった場合には、原告に命の危険があり、回復し難い損害が発生する。

（4）違法性等

被告国の不十分な喫煙対策及び被告会社のたばこの販売、広告宣伝、販売促進活動により、我が国においては、様々な場所にたばこ煙が存在している。そもそも、原告がたばこ病に罹患したこと自体が、被告国及び被告会社の違法行為の結果であり、そのような先行行為がある上に、さらに、被告国及び被告会社により、現在至るところに受動喫煙が避けられない状態が作出されている。

特に、売り上げの約半分を稼ぎ出す自動販売機による販売が受動喫煙状況の作出に寄与する割合は非常に大きい。

また、生命侵害を含む重篤な健康障害をもたらす商品が、唯一違法と

評価されない場合があるとすると、それは、正確な情報開示を大前提とした上での自己選択による危険の引受しか考えられないが、そのためには、最低でも訴状請求の趣旨第3項記載程度の表示及びその表示の有効性を確保するために対面販売が必要不可欠である。

そして、少なくとも、自動販売機を通じての販売及び請求の趣旨第3項記載程度の有害表示なしでの販売には、有用性が認められないことは上記のとおりである。

更に、これまでに述べてきた未成年者保護の要請、及び、被告会社が未成年者への販売により得ている違法な利益、並びに、原告が他人のたばこ病にかかっていく様を見聞することなく平穏な精神状態で生活する利益、その他の原告が主張したあらゆる事情（本準備書面以前に主張した事実を含む。）について、被告らの違法性と原告らの利益を比較衡量する上で、十分に斟酌されるべきである。

なお、差し止めにおいては、不法行為と異なり、故意・過失は要件として不要と解されているが、仮に必要としても、被告らの故意過失は優に認められることは既に詳述してきたところである。

(5) 因果関係

被告会社の自動販売機を通じたたばこの販売によって、喫煙者の増加・拡大がもたらされ、また喫煙者の至る所での喫煙を容易にしている。これは、我が国の2005年度のたばこの自動販売機の普及台数は62万台を超えており、その売上金額は1兆9645億円（たばこの総販売金額の約48パーセント）であるとの報告からも明らかである（「健康ネットホームページ たばこと健康 厚生労働省の最新たばこ情報」www.health-net.or.jp/tabacco/product/pd040000.html）。

したがって、被告らの自動販売機を通じたたばこの販売と、原告らの受動喫煙被害は因果関係がある。

また、上記のとおり、最低でも訴状請求の趣旨第3項記載程度の表示を伴う販売がされれば、相当数の喫煙率低下を期待できることは諸外国（イギリス、オーストラリア、カナダ、スウェーデンなど）の例をみれば明らかである。

4 まとめ

以上の次第から、原告らは、生命健康への侵害防止あるいは人格権に基づく受動喫煙被害に対する差止請求として、被告らに対して、自動販売機

を通じてのたばこ製品を販売する小売業者への卸販売の差止、訴状請求の趣旨第3項記載のとおり写真を用いての有害表示の義務付を求めるものである。

以上